

北立誠小学校PTA 個人情報取扱規定

(目的)

第1条 この個人情報取扱方法は、北立誠小学校PTA(以下「本会」という。)が取得・保有する個人情報の適正な取り扱いを定めることにより、事業の円滑な運営を図るとともに、個人情報に関する会員の権利・利益を保護すること及び会員の義務を定めることを目的とする。

(指針)

第2条 本会は個人情報保護に関する法令等を遵守し、個人情報保護法に則って運用管理を行う。活動においても個人情報の保護に努め、要配慮個人情報は取り扱わないものとする。

2 各会員においても本会活動により知り得た個人情報の保護に努めることとする。

(周知)

第3条 個人情報の取扱方法は、総会資料または通知などにより会員に周知する。

(利用目的)

第4条 本会では個人情報を次の目的のために利用する。

- (1)会費請求、管理等のための連絡
- (2)文書等の送付
- (3)本会役員・委員・会員名簿等の作成
- (4)街頭交通指導当番表の作成
- (5)本部役員選出管理委員会による次年度の本部役員選出業務

(個人情報の取得)

第5条 本会が取り扱う個人情報及び利用の同意については、PTA会長に書面で提出された次の事項とする。

氏名、電話番号、住所、その他必要とするもので同意を得た事項

(同意の取り消し)

第6条 会員は、取得に同意した場合であっても、その後の事情により個別の項目または全ての事項について、書面により同意を取り消すことができる。

2 不同意の申し出があった場合、直ちに該当する個人情報を廃棄または削除しなければならない。ただし、名簿などとして既に配布しているものについては、削除の連絡をすることでこれに替える。

(管理)

第7条 個人情報、本会が適正に管理する。

- 2 会員に配布された名簿等に記載された個人情報は各会員が適正に管理するものとする。
- 3 不要となった個人情報は、適正かつ速やかに廃棄する。
- 4 各会員は配布された名簿等の複写・複製を行ってはならない。

(第三者提供の制限)

第8条 本会は、次に挙げる場合を除き、あらかじめ本人の同意を得ないで、個人情報を第三者に提供してはならない。

(1)法令に基づく場合

(2)人の生命、身体または財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき

(3)公衆衛生の向上または児童の健全育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき

(4)国の機関もしくは地方公共団体またはその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき

2 会員に配布した名簿等は本会活動のみに使用できるものし、会員は第三者に提供してはならない。

附則 この規定は平成31年4月20日より実施する。